

平成 20 年 6 月 26 日

各 位

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
パシフィックホールディングス株式会社
代 表 取 締 役 社 長 高 塚 優
(コード番号:8902 東証第一部)
問い合わせ先 経営企画本部執行役員常務
田 中 賢 一
TEL 03(5251)8525

内部統制システムの整備に関する基本方針改定のお知らせ

当社は、内部統制の一層の強化を図ることを目的として、平成 20 年 6 月 26 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針の改定を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

(主な改定内容)

平成 20 年 6 月 1 日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、各事業分野の業務執行機能と、経営の監督・監視機能に係る権限及び責任を明確化し、グループ経営の健全性と効率性を強化・推進するための方針の追加及び修正を行っております。

改定後の内部統制システム整備の基本方針につきましては、次頁以降をご参照ください。

経営の基本方針

当社グループは、次の経営理念を掲げ、すべての役職員が職務を執行するにあたり、法令を遵守し、公正で透明性が高く、効率的な体制を整備し運用していくことが、経営における重要な責務であると認識し、今後とも一層の体制整備に努めてまいります。

当社グループ経営理念

- 私たちは、不動産投資ファンドの運用を通じて、日本経済及び国民の生活基盤の安定に貢献します。
- 私たちは、不動産・金融市場のリーディングカンパニーとして、常に新たな価値と技術を創造します。
- 私たちは、全てのステークホルダーに対し、常にフェアに行動し、感謝と謙虚の気持ちを持ち続けます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役はグループ経営理念、行動規範、業務指針及び倫理基準を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
- (2) 社長直属部門としてコンプライアンス体制の運用等を専任所管する部門（以下、「コンプライアンス部門という。」）を設け、コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社グループ内の意思決定プロセス及び業務執行において、グループ全社を横断する調査、監督指導を行う。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- (4) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- (5) 社長直属部門として内部監査業務を専任所管する部門（以下、「内部監査部門」という。）を設け、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行ない、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容を社長以下関係役員及び監査役に報告し、経営力の強化を図る。
- (6) 事業セグメント毎に必要なに応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (7) 当社グループの事業活動又は取締役及び従業員の法令遵守上疑義のある行為等について、社外の通報窓口の設置も含めて、従業員が直接通報を行うことのできる手段を確保し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付けるとともに、通報者の人事上の保護を徹底した内部通報に関する制度を運用する。
- (8) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性及び効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。
- (9) 会社情報の開示については、当社及び当社グループ会社からの情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。
- (3) 情報セキュリティに関する基本方針、管理細則及び仕様標準を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図るとともに、パソコン、データ、ネットワーク回線等の各種情報資産への脅威が発生しないよう、適切な保護対策を組織的に実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定及び改定し、当社グループの事業活動において想定される各種リスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が生じた場合には、対策本部等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

- (3) 反社会的勢力のチェックを行う専任の担当者を設置し、事業活動において反社会勢力が関与するリスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (4) 子会社が行う各種取引に伴う当社による出資・貸付行為及び出資金・貸付金の管理において、リスク審査態勢を整備強化する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 既に導入している執行役員制度に加え、平成20年6月から持株会社体制へ移行することにより、業務執行機能と経営の監督・監視機能に係る権限及び責任を明確化し、経営の健全性と効率性を強化・推進する。
- (2) 当社取締役会は、グループ企業価値の最大化を図ることを目的として、グループ経営方針及び経営戦略を立案・実行し、各子会社を管理、統制する。各子会社は、各々の事業領域において競争優位性を追求し、投下資本に対する企業価値の最大化を図ることを目的として、各事業領域の事業戦略を立案及び実行する。
- (3) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、かつグループの経営状況を適時に把握することによって、適切な意思決定及び業務執行を支援する。
- (4) 取締役には社外取締役を含み、また、経営責任及び執行監督責任の明確化並びに経営環境の変化に対する迅速な意思決定を目的として、取締役の任期を1年とする。
- (5) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 主要な子会社は、独自にコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス部門と連携しながら、意思決定プロセス及び業務執行において、調査、監督指導を行う。
- (2) 子会社には内部監査部門を設置せず、当社の内部監査部門が子会社の監査を実施することによって、法令遵守体制及び内部牽制機能の強化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社の内部監査部門が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
- (2) 監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査部門の従業員は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
- (2) 当該従業員の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、重要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。
- (2) 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- (3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (2) 監査役、会計監査人及び内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- (3) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合をもつ。
- (4) 当社グループ監査役会が独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

以上